

## 鳥取県告示第219号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づき、平成32年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を次のとおり作成したので、同条第5項の規定により公表する。

鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画（平成18年鳥取県告示第182号）は、廃止する。

平成23年4月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部畜産課及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）